

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第三十一号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百以下」を「百分の二百十以下」に、「百分の二百四十」を「百分の二百五十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改める。

第二条 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の二百十」を「百分の二百五」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十五」に、「百分の百以下」を「百分の九十七・五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十七・五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和五年十二月一日から適用する。